

# 地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書

## 資料編

(報告書引用資料)

資料 1	共同処理制度の概要	28
資料 2	教育委員会の共同設置の事例（羽島郡 4 町教育委員会（岐阜県））	32
資料 3	職員の共同設置の事例（峡南地区市町村指導主事共同設置（山梨県））	38
資料 4	京都地方税機構（広域連合）の概要	39
資料 5	中芸広域連合（高知県）の事例	44
資料 6	釧路市消費生活センターの事例	52
資料 7	都道府県保健所の管轄区域が中核市等の周辺で飛び地等になっている例	58
資料 8	地方分権改革推進委員会 第一次勧告（抜粋）	59
資料 9	内部組織の共同設置の規約作成例（税務課、監査委員事務局）	64



## 共同処理制度の概要

### 現行の事務の共同処理の仕組みと運用（概要）

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H20.7.1現在)
法人の設立を要しない 簡便な仕組み	<b>協議会</b> 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数：284件 ○主な事務：広域行政圏計画の策定等122件(43.0%)、小中学校の運営など教育関係87件(30.6%)、環境衛生20件(7.0%)
	<b>機関等の共同設置</b> 地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数：407件 ○主な事務：介護保険認定審査142件(34.9%)、公平委員会116件(28.5%)、障害区分認定審査108件(26.5%)
	<b>事務の委託</b> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数：5,109件 ○主な事務：公平委員会1,169件(22.9%)、住民票等の交付936件(18.3%)、競艇838件(16.4%)
別法人の設立を要する仕組み	<b>一部事務組合</b> 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数：1,664件 ○主な事務：ごみ処理422件(25.4%)、し尿処理386件(23.2%)、消防297件(17.8%)、救急295件(17.7%)、火葬場233件(14.0%)
	<b>広域連合</b> 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数：111件 ○主な事務：後期高齢者医療49件(44.1%)、介護保険47件(42.3%)、広域行政圏計画の策定等30件(27.0%)、障害者福祉28件(25.2%)
	<b>地方開発事業団</b> 地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。	○設置件数：1件
	<b>全部事務組合 役場事務組合</b> 全部事務組合：町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 役場事務組合：町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○昭和35年以降活用例なし

(注) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

# 協議会の制度概要

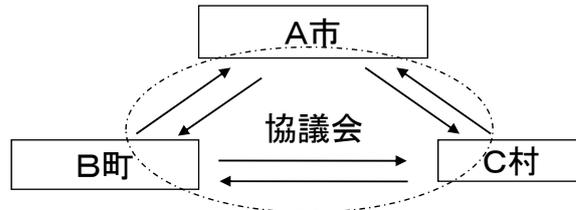
## ① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

## ② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



## ③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

## ④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	地域開発計画	教育	環境衛生	その他	合計
協議会数	122	87	20	102	331

# 機関等の共同設置の制度概要

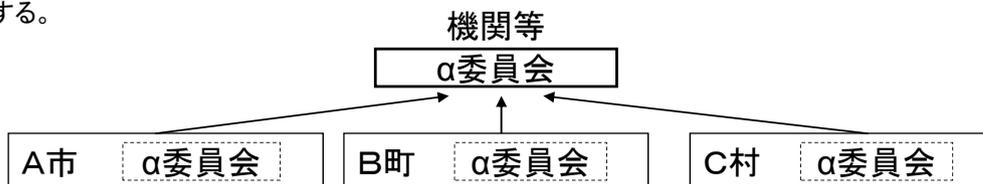
## ① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

## ② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



## ③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

## ④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	厚生福祉	教育	環境衛生	その他	合計
設置件数	262	18	3	130	413

## 事務の委託の制度概要

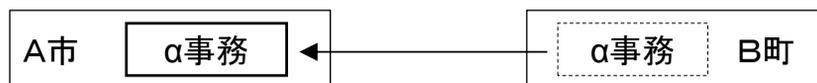
### ① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

### ② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



### ③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

### ④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	環境衛生	消防・防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	539	357	245	3,968	5,109

## 一部事務組合の制度概要

### ① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

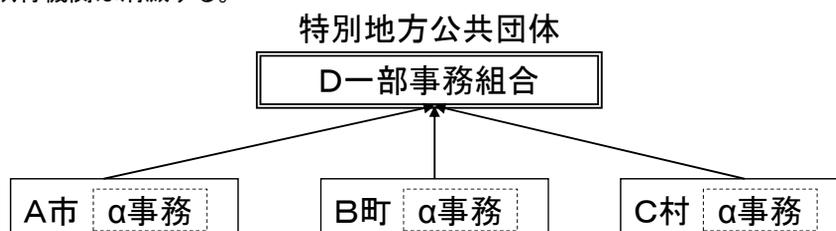
### ④ 設置数

1,664(構成団体:延べ10,861団体) ※H20.7.1現在

### ② 制度の概要

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



### ③ 財源

① 負担金 ② 手数料 ③ その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

# 広域連合の制度概要

## ① 根拠法令

地方自治法第291条の2～第291の13

## ④ 設置数

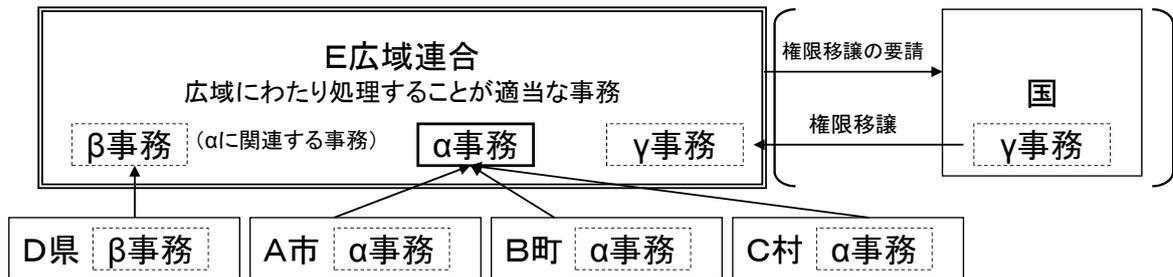
111(構成団体:延べ2,323団体) ※H20.7.1現在

## ② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにおいては総務大臣、その他のものにおいては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



## ③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

## 一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとしよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手続	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・議会—長(執行機関)
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

## 教育委員会の共同設置の事例 (羽島郡4町教育委員会(岐阜県))

※ H16.6 中央教育審議会地方教育行政部会提出資料

※ 構成団体数は当時

### I 羽島郡四町教育委員会の組織体制

#### 1 法的な根拠

機関の共同設置・・・関係市町村が共同して教育委員会などの委員会や附属 機関を設置することができる。(地方自治法第252条の7)



教育委員会を共同で処理することで、事務を簡素化し経費の節約に資しつつ合理的な行政を確保する。

#### 2 背景

羽島郡は地勢的に小規模で交通の便もよく、古くから郡内4町間に共通する慣行行事を持っており、交流も盛んであった。

- ・以前から郡学校教育会が組織され、教育実践の面で郡内の交流が盛んだった。
- ・年々専門化・複雑化する教育行政事務の対応を一般行政職員で当たっていた。
- ・地域の教育を高めたいという共通意識があった。
- ・郡内を勤務の本拠地とする優秀な教職員を確保する必要があった。
- ・郡内では既に組合立の中学校を設置しており深いつながりをもっていた。
- ・郡内4町の合併、市制施行を模索する動きがあった。

#### 3 経過・沿革

昭和44年5月30日	教育委員会の統合についての郡内各町長・議会議長教育委員長による合同会議開催。
6月5日	羽島郡教育委員会設置準備委員16名を選出。(以後、会議を重ね共同設置を確認)
7月25日	羽島郡教育委員会発足。幹事町：笠松町
昭和51年7月25日	名称を「羽島郡四町教育委員会」に変更
平成14年4月1日	幹事町：岐南町に変更

#### 4 構成団体の概要

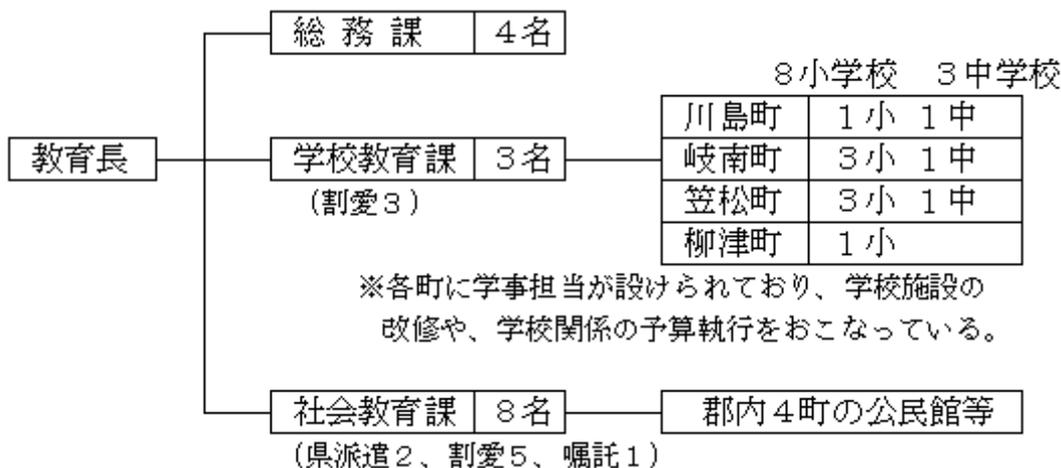
羽島郡四町教育委員会を構成する関係町は4町

単位：人

構成する町	平成16年5月1日		昭和44年5月1日	
	人口	児童生徒数	人口	児童生徒数
川島町	10,361	1,066	6,629	927
岐南町	22,905	1,938	10,581	(岐南・笠松の計) 3,865
笠松町	22,093	1,782	21,983	
柳津町	12,694	863	8,827	750
合計	68,053	5,649	48,020	5,542

※ 昭和44年～47まで岐南町は岐阜市との組合立中学校を設置しており、その生徒数は計上していない。

#### 5 事務局組織図



※各町の公民館に社会教育主事1名を派遣

※幹事町・・・岐南町（規約で定めた地方公共団体）

#### 6 教育委員の選任

- ・構成団体の町ごとに1名推薦（教育長を除く）
- ・関係団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係町の長が当該団体議会の同意を得た上、幹事町の長が選任する。

#### 7 四町教育委員会予算

- ・教育委員会予算は規約の定めるところにより、構成団体である4町の負担。
- ・歳入歳出予算は、幹事町の予算に計上し執行されており、幹事町では特別会計として、一般的な予算とは分離している。
- ・監査については、幹事町の監査委員がこれを行う。
- ・各町の学校施設費や公民館活動等の予算は各町の予算に計上。

・〔平成16年度特別会計予算〕歳入歳出総額 160,457千円

◎歳入 単位：千円

款・項	金額	備考
負担金	156,631	負担金の負担割合(%)※ 均等割 20% 学校割 20% 児童生徒数割 30% 人口割 30% ※羽島郡四町教育委員会共同設置規約第7条
分担金	2,116	
繰越金	1,500	
諸収入	210	
合計	160,457	

◎歳出 単位：千円

款・項		金額	備考
教育費	教育総務費	144,365	
	学校教育費	7,064	
	社会教育費	6,102	
	保健体育費	1,926	
予備費	予備費	1,000	
合計		160,457	

## 8 構成団体の教育関係予算

平成16年度

単位：千円

構成町	川島町	岐南町	笠松町	柳津町
一般会計	3,464,000	7,306,100	6,065,000	4,471,000
教育費	358,626	1,331,967	689,528	370,641
教育総務費	52,608	109,716	87,037	37,959
小学校費	77,161	137,189	168,024	137,028
中学校費	61,343	337,049	70,190	86,072
給食センター費	48,002	53,465	64,215	(小学校費に含)
社会教育費	91,994	627,006	212,984	82,087
保健体育費	27,518	67,542	87,078	23,608
幼稚園費	—	—	—	3,887

## II 四町の議会・首長との関係

### 1 運営協議会の設置

教育委員会の円滑な運営を教育行政の資質向上を目的として設置されている。

- ・構成は関係町の議会議長、町長
- ・年2回程度開催
- ・共同設置規約や条例の制定・改廃、予算決算等の重要事項について協議

### 2 各町の議会や首長に対して

共同設置の教育委員会は、地方自治体の執行機関であるので、独立の法人格を持つものではない。



共同設置した教育委員会が、それぞれの関係町の教育委員会の役割を果たす。

したがって、各町の町長や議会に対し、それぞれの町の教育委員会としての担当事務を処理している。

例えば、各町の定例議会への出席や、学校教育・社会教育等の重要事項の協議や決定、推進等。

## III 教育委員会共同設置の利点と課題

### 【総務関係】

#### ◎ 利点

- ① 教育長報酬や教育委員報酬等の関係する費用が四分の一の経費で済む。
- ② 広域的な団体の育成に対応ができることと、補助金についても一本化できることで経費の削減につながる。
- ③ 単独では購入が困難な備品もそろえることができ、郡内の教育施設の共有備品として広く活用できる。例えば、子どもたちに本物の芸術に触れてもらうため、絵画（名画の複製、40点＝8,240千円）を購入し、11小中学校を巡回展示している。

#### ◎ 課題

- ① 各町の財政力や担当職員数が異なるため、郡内の各種ソフト・ハード事業の均一的な向上を図ることが困難な面がある。
- ② 教育委員会が各町にとって離れた存在にならないよう努める必要がある。

### 【学校教育関係】

#### ◎ 利点

- ① 教職員の人事異動などの人事管理が四町教育委員会で行うことができる。人事管理が広域化することによって、教職員の特性を生かした適材適所への人的配置がしやすくなった。このことは特色ある学校づくりや学校の活性化に大きく貢献している。
- ② 各学校の指導をきめ細かく行うことができる。11の小中学校について、教育委員会の学校訪問、教育委員訪問をはじめ、教育長訪問、教育振興事務所訪問など、学校を訪問して教育課程の進捗の様子をつかむ機会を多く設けている。それぞれの小中学校での学校経営の取組を比較したり、紹介したりすることを通して、きめ細かな指導を行うことができている。

- ③ 四町教育委員会の独自の教職員研修を行うことができる。  
 四町教育委員会では、教育委員会が企画運営する次のような教員研修を行っている。
- ア 『豊かな体験活動』推進事業  
 事業の内容としては、「豊かな体験活動推進会議」、「ふれあい体験活動」「児童生徒の宿泊体験学習」（三泊四日の御嶽登山）、「豊かな体験活動講演会・交流会」などを行っている。
- イ 英語活動支援事業  
 小学校の全学級に対して、4時間分の英語教師（日本人）を派遣する事業を行っている。
- ウ 不登校対策「フレンドリーカウンセラー派遣」  
 児童生徒の不登校対策として平成4年度から実施している。対象の児童生徒に、家庭での生活相談を中心に生活意欲（登校を含む）を高めようとするものである。岐阜聖徳学園大学の協力を得て、学生をフレンドリーカウンセラーとして派遣している。
- エ 教職員対象研修事業  
 (ア) 教職員海外特別研修（4泊5日・・・10月に実施）  
 海外の特色ある地域を選定して、それぞれの土地の人文、社会、自然等の分野についての研修を深め、教職員としての視野を広めるとともに、一般教養を高めるための研修を行っている。
- (イ) 職場体験研修（夏休み中に2日間実施）  
 教職経験2～5年目の若い先生方を職場や施設に一日派遣し、体を動かし、汗を流す直接体験の研修を通して、社会人としての視野を広め、仕事の厳しさ、教育の厳しさを身をもって体験する。
- オ 羽島郡学校教育会研修事業  
 学校教育会に参加している教職員数が270名ほどの適正規模のため、充実した研究会を小中合同で実施できている。教職員の資質向上に役立つ実のある研修になっている。

## ◎ 課題

- ① 近年、広域の人事異動が多くなり、他郡市から異動してくる教員数が増えたため、3年で異動する教員が目立ち、腰を落ち着いた教育への取組が望まれる。

## 【社会教育関係】

### ◎ 利点

- ① 四町教育委員会に多くの職員が配置できる。  
 共同設置の教育委員会に、社会教育課だけでも事務局に9名もの職員が配置され、そのうち各町公民館に4人の教員の社会教育主事を置いている。加えて、県派遣の社会教育主事が各四町間の連絡調整に当たるなど、その配置によって、郡全体の社会教育の進展に大きな効果・成果を上げている。
- ② 郡で連合体を組織して研修ができる。  
 郡内の4つの町に、社会教育におけるPTA・各種スポーツ団体・文化団体等の連合体が組織され、郡単位の大会・研究会・研修会を開催することができる。その結果、郡全体の社会教育のレベルアップに大きな役割を果たしている。例えば、郡連合PTA・郡スポーツ少年団協議会・郡体育協会・郡体育指導員協議会・読書団体協議会・各種郡スポーツ大会・郡リーダー研修会・郡文化財研修事業等々があり、相互に切磋琢磨し合って高め合っている。  
 また、羽島郡少年少女合唱団は、教育委員会が統合されてすぐに発足した広域な

らではの教育団体で、定期演奏会や県芸術祭、各種のフェスティバル等に活躍している。

③ 各町の特色ある生涯学習活動が定着している。

共同設置といえども、教育委員会は、郡全体の社会教育の方針と重点は立案するが、各町の実態に即した特色ある社会教育の創造を、常に優先するように努めている。その上で、社会教育団体の育成や関係職員の研修の充実強化と指導力の向上を図っている。

(例)・郡図書館職員研修会・郡公民館職員研修会・郡社会教育関係職員研修会等々。

その結果、社会教育関係者が切磋琢磨し合い、研鑽を積んだ職員の創造性や企画力・実践力が高まり、共同設置以来、各4町全ての公民館が、次々と文部大臣表彰を受賞したこともその成果といえる。

④ 各町に地域のコミュニティー文化が育ち、連帯感が醸成されている。

人の顔が見える規模の町だからこそ、各町ごとに住民へのきめ細かな学習サービスができる。そして郡全体に、地域の連帯感やコミュニティー文化が生まれてきたと実感している。

◎ 課題

① 各町の町民意識がネックになっている。

各町の特色ある活動を奨励しており、また教育委員会のみが共同設置である関係で、他町の住民に対して学級・講座の参加を呼びかけたり、広域連携講座を開催したりする場合に、各町の閉ざされた町民意識が逆に障害となっている。

② 四町教育委員会としての性格上の問題がある。

本郡は羽島郡教育委員会ではなくて、四町教育委員会として位置づけている。そのため、同じことを4つやるわけで4倍の労力をかけることになる。つまり、教育長は勿論のこと、教委事務局の社会教育課には5名の職員がいるが、4つの町の特色を尊重した4倍の対応は大変であり、十分にできない場合もある。

## ～山梨県峡南地区市町村指導主事共同設置～

(構成団体: 鵜沢町、市川三郷町、早川町、身延町、増穂町、南部町)

### 概要

- 昭和41年から近隣の5町で指導主事3人を共同で設置(代表機関として、幹事町教委から発令)
- 共同設置している各指導主事は、幹事町内の小学校教員の身分を有する県費負担教職員であり、これを指導主事に充てている(いわゆる「充て指導主事」)
- 設置の経緯は不明だが、県教育委員会から働きかけがあった模様(山梨県では、他にも5地区で指導主事を共同設置)
- 経費は幹事町(鵜沢町)の予算に計上して執行(構成団体からは負担金)
- 旅費、服務規律等は幹事町(鵜沢町)のものを適用(県費負担教職員のための給与は県から支給される。懲戒権者も県教育委員会)
- 執務場所は、県の教育事務所となっており、地区内の小中学校を巡回

### 共同化のメリット

- 5町共同設置とすることで、県費負担教職員の配分を受けられ、指導主事を設置することができる。
- コストはほとんど旅費だが、これも共同することで非常に低く抑えることができる。(各町の負担は7万円～20万円)

### 共同化のデメリット

- 特にはないが、指導主事を活用しようとする町とそうでない町という差はある。

## ＜京都地方税機構(広域連合)の概要＞

# 京都府・市町村税務共同化組織設立！！

(・・・広域連合「京都地方税機構」がスタートしました・・・)

京都府と、京都市を除く25市町村は、税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平公正な税務行政を目指すこととしました。

### 税業務を共同で行うとは？

- 京都府と、京都市を除く25市町村で、広域連合「京都地方税機構」を設立し、滞納整理や課税に関する事務を共同で行います。
- 府税、市町村税の滞納整理は、従来、府、市町村がそれぞれ個別に行っていましたが、今後は、広域連合「京都地方税機構」が行います。
- 課税に関する事務も順次「京都地方税機構」で行っていく予定です。「京都地方税機構」で、地方税の申告書を一括して受付けることなどを目指します。

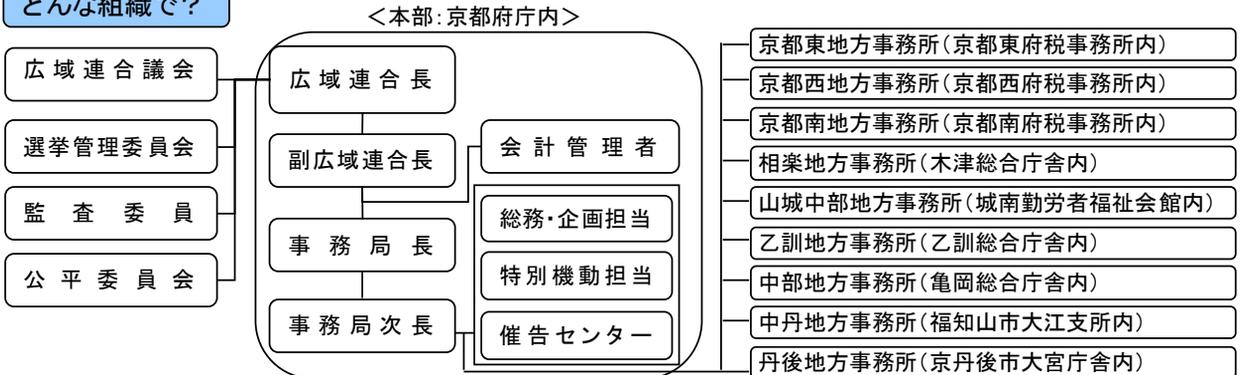
### どんな効果が？

- 申告や納税の窓口が一元化されます。  
府税、市町村税は、従来、それぞれに対して申告や納税を行う必要がありました。共同化後は、府・市町村税の区別なく「京都地方税機構」で対応します。
- コンビニ納税などの導入で納税しやすくなります。  
従来、コンビニ納税は、府と一部の市町村のみで実施されていました。共同化後は、全ての府税、市町村税でコンビニ納税を実施します。  
また、クレジット納税やマルチペイメント(電子納税)等、より便利な納税方法も実現していきます。
- 徴税コストの削減と、増収効果が期待できます。  
府、市町村がそれぞれ単独で税業務を行う従来のやり方では、コスト削減や増収効果についても一定の限界があります。  
府、市町村が、共同して事務を行うことにより、スケールメリットを生かした効果を生み出し、その財源を住民サービスの充実に活用できます。

### 広域連合ってなに？

- 府県や市町村が、区域をこえて広域的に事務を処理するために設ける団体です。
- 地方自治法で、特別地方公共団体として位置付けられ、議会や各種行政委員会も設置されます。
- 広域的に事務処理を行うとされたものについて総合計画(広域計画)を策定し実施します。

### どんな組織で？



### 地方事務所の所管区域

京都東地方事務所	京都市左京区、中京区、東山区、山科区	乙訓地方事務所	向日市、長岡京市、大山崎町
京都西地方事務所	京都市北区、上京区、右京区、西京区	中部地方事務所	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都南地方事務所	京都市下京区、南区、伏見区	中丹地方事務所	福知山市、舞鶴市、綾部市
相楽地方事務所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	丹後地方事務所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
山城中部地方事務所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町		

滞納整理などの徴収業務は、平成22年1月から、広域連合において行います。  
申告書の一括受付などの課税に関する事務は、順次広域連合で行っていきます。

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、京都府の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務
- (2) 構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務
- (3) 賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務
- (4) 地方税法に基づき構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 地方税法に基づき構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (3) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、京都市に置く。

(広域連合の議員の定数)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、32人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、当該構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 京都府議会議員 6人

(2) 宇治市議会議員 2人

(3) 前号に規定する市以外の各市町村の議会議員 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が当該構成団体の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長1人及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長1人及び副広域連合長3人以内を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成団体の長の推薦のあつた者のうちから、構成団体の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、前2項の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

2 広域連合長及び副広域連合長(それぞれ構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。)が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員としての任期による。ただし、後任の監査委員が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の額は、別表により、広域連合の予算において定める。

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、広域連合の設立についての総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の施行の日から平成21年12月31日までの間は、第4条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する広域連合の処理する事務は、同号に規定する事務の準備行為とする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、京都府知事が指定する場所において行うものとする。

別表（第17条関係）

経 費	負担金区分		負担金の額
京都市の区域に設置する地方事務所の賃貸料	京都府の負担金		賃貸料の額
上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額
	市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下「市町村負担金額」という。）の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		税込割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の税込を京都市を除く京都府内の市町村の税込で除して得た数を乗じて得た額
	滞納繰越額割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の滞納繰越額を京都市を除く京都府内の市町村の滞納繰越額で除して得た数を乗じて得た額	

**高知県中芸地域における保健福祉業務の  
広域化について**

～県と市町村が一体となった  
保健・福祉の新しい仕組みづくり～

(参考) 中芸地域の状況

	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村	計
人口(人) 【高齢化率】	3,727 【36.0%】	3,236 【32.4%】	3,297 【35.2%】	1,478 【38.2%】	1,170 【32.9%】	12,908 【34.9%】
面積(Km <sup>2</sup> )	28.32	6.56	53.03	196.18	165.52	449.61

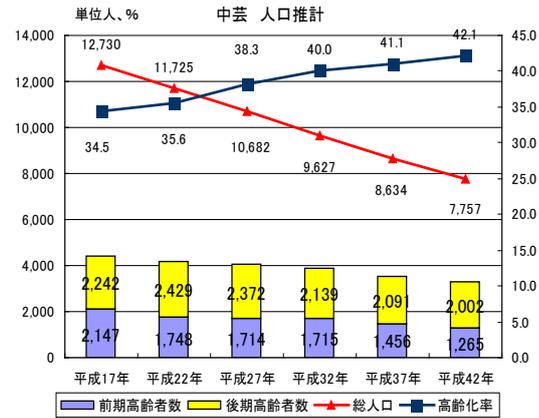
※ 人口は平成17年度国勢調査

## 中芸地域における保健福祉業務の広域化について

### 中芸5カ町村の現状

#### ●少子高齢化の進行

- ・人口 H17年 12,730人 →H42年 7,757人(61.0%)  
(県 808,915人→706,095人 87.3%)
- ・高齢者数 H17年から年々減少  
後期高齢者 H22年をピークに減少
- ・高齢化率 H17年 34.5% →H42年 42.1%  
(県 25.5%→33.7%)
- ・出生数 H17年 117人 →H18年 59人(50.4%)  
(県 6,939人→6,015人 86.7%)



#### ●健康指標

- ・1人当たり国保医療費 H18年 5カ町村とも県平均以上 (県平均 496,986円 全国1位)  
馬路村2位、北川村3位、奈半利町9位
- ・国保医療費1位の疾患 (H19年6月) 高血圧性疾患：奈半利町、安田町、馬路村  
脳梗塞：田野町、北川村
- ・がん死亡の県内順位 (H18年) 1位安田町 2位奈半利町 3位北川村 4位田野町 20位馬路村
- ・がん検診受診率 (H18年) 胃がん 奈半利(11.5%)、田野(2.5%)、安田(10.9%)、北川(27.2%)、馬路(19.4%)  
大腸がん 奈半利(12.8%)、田野(5.2%)、安田(10.9%)、北川(28.7%)、馬路(34.5%)  
乳がん 奈半利(18.0%)、田野(19.2%)、安田(19.1%)、北川(39.4%)、馬路(37.7%)
- ・男性の平均寿命 (H17年) 5カ町村とも県平均以下 (県平均 78.0歳)

#### ●保健福祉業務の増大

- ・母子や若成人保健の従来業務に加え、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導の開始や障害者の自立支援、要保護児童への対応、災害や新たな感染症に対する健康危機管理など、市町村の保健福祉業務は急速に拡大、増加している。

#### ●保健福祉業務の核となる保健師の状況

- ・5カ町村の保健師10人のうち6割が20～30歳代であり、若い保健師が多く、各町村の体制も1～3人で、そのうち産休や地域包括支援センターへの派遣もあり、各町村では日々の業務で精一杯の状況である。
- ・県の保健師は40～50歳代が8割を占めるとともに、直接住民に対応する業務が少なくなっている。

### 課 題

- 健康指標で分かるように、単独の町村で健康課題に対応した取り組みを進めていくことは、現体制では難しい状況である。
- 保健福祉業務が増大する一方、限られた人員体制の中で地域の課題への対応や、サービスの質の向上を図る取り組みが不十分である。
- 専門的なニーズや新たなニーズへの対応が求められている。
- 産休や育休を含め、人材確保が難しい一方、若い保健師の育成体制の整備が急務となっている。
- 行政改革に対応した効率的な組織体制と運営が求められている。

こうした課題に対応していくには、保健師等専門職を広域で活用する仕組みが必要である。

### 中芸5ヶ町村の保健師等の現状（平成20年度）

（単位：人）

	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村	計
保健師	2	2	2	2	2	10
プロパー・実数 (A)	2	1	1	1	1	6
定数	2	2	3	2	1	10
内産休			△1	△1		
派遣(包括)		△1	△1			
県 (B)		1	1	1	1	4 (20年度限)
看護師	1					1
栄養士	1	1				2
計	4	3	2	2	2	13

13(実質職員)

{
 保健師 10(うち包括2)  
 看護師 1  
 栄養士 2

## 広域化する保健福祉業務

### 【5ヵ町村が広域化する業務】

- 子どもが健やかに育つように  
母子手帳交付、乳児健診、1歳6カ月児・3歳児健診、乳幼児訪問指導、乳幼児相談、各種教室(育児教室、離乳食教室など)、子育て研修会、乳幼児サークル、ことばの教室・発達相談、要保護児童への対応(通告受理・状況把握)など
  - 高齢者や働き盛りの皆さんが、住み慣れた地域で健康に、その人らしく暮らせるように  
特定健診・健康診査、特定保健指導・保健指導、訪問指導、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、食生活改善協議会育成、ヘルスマイト養成講座、一般健康相談、健康増進計画、高齢者福祉計画、住宅改造助成など
  - 障害のある人が地域で自立して暮らしていけるように  
自立支援医療(更生医療、精神通院医療)、介護給付・訓練等給付、補装具費給付、地域生活支援事業、家庭訪問、相談事業、自助グループ支援、居場所づくり、就労支援、特別児童扶養手当等事務、身体・知的障害者相談、障害福祉計画、住宅等改造支援、難病相談など
  - その他の業務  
各種予防接種、感染症予防など
- 計 66業務

### 【県から移譲する業務】

- 未熟児訪問指導

### 【県と町村に共通する事務を共同で行う業務】

- 母子保健(母子保健法第9条、発達障害者支援法第13条)  
相談や教室活動などを通じた知識の普及(再掲)  
言葉の教室や発達相談などの発達障害者の家族支援(再掲)
- 児童福祉(児童福祉法第25条、第25条の6、児童虐待防止法第6条)  
要保護児童の通告受理や状況把握(再掲)

## 町村との連携体制

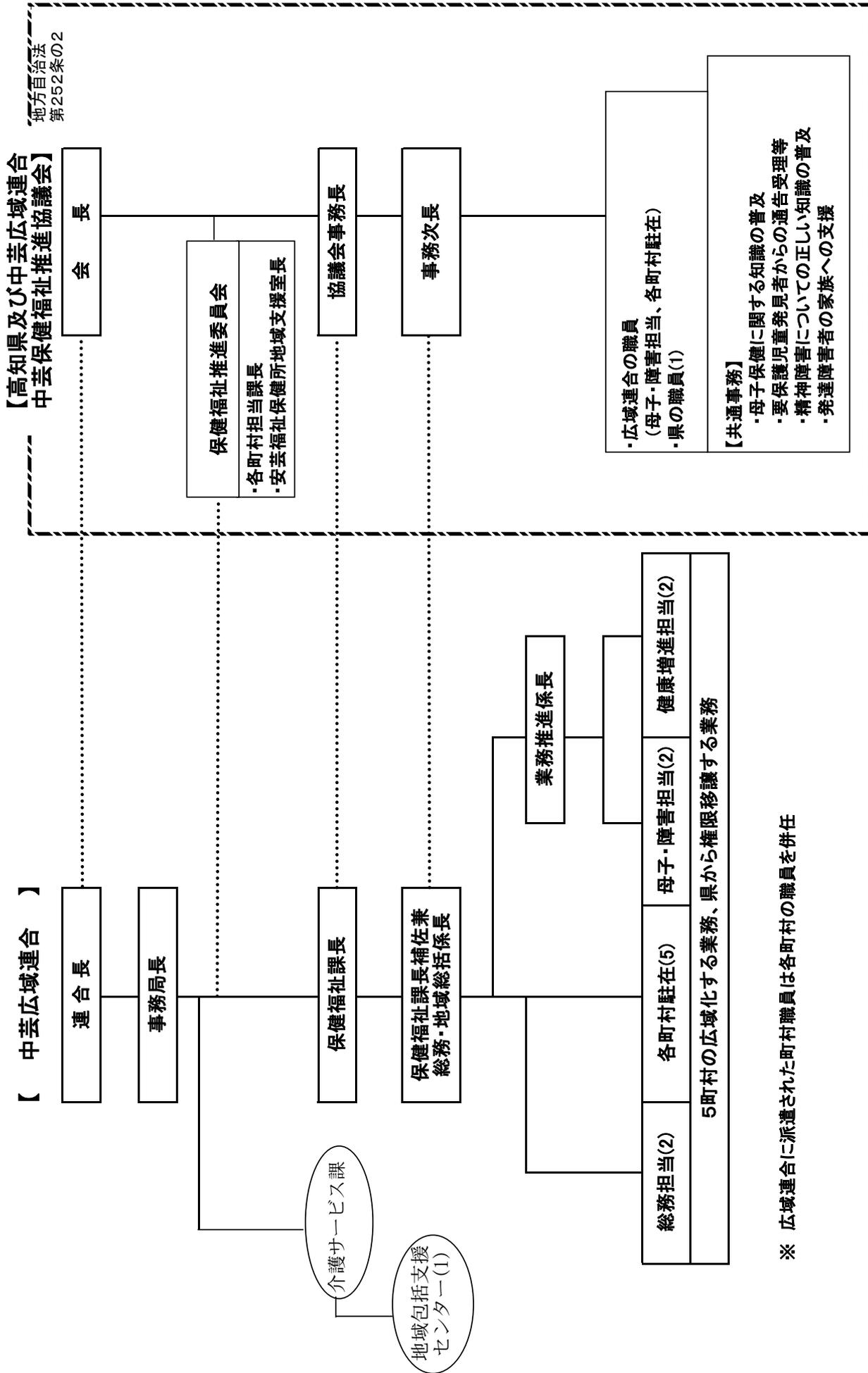
### ●活動方針等の連携体制

- ・広域連合の担当課と各町村及び県の福祉保健所が保健福祉に関する活動方針や事業計画、事業評価等について協議するため、各町村の担当課長と福祉保健所の地域支援室で構成する中芸保健福祉推進委員会を設置し、定期的な協議を行いながら活動を進める。

### ●具体的な業務運営、推進のための連携方法

- ・保健福祉業務を円滑に推進していくために必要な町村の保有する情報の提供や窓口業務の対応等に関して、協定を締結し、適正かつスムーズな業務運営を行う。
- ・各業務ごとに広域連合の担当課と町村の具体的な役割分担のフローを作成し、双方が共有して連携した活動を行う。

中芸地域保健福祉事務を共同で執行するための組織体制



地方自治法 第252条の2

※ 広域連合に派遣された町村職員は各町村の職員を併任

中芸広域連合保健福祉課  
21年度の事業方針と事業計画の概要

**活動の基本方針**

- 介護が必要になっても、障害があっても、子育て中でも誰もがその人らしくともにいきいきと暮らしていける地域づくりを進める。
- 訪問や相談など定期的に地域に出向く活動を重視し、住民に見える活動を基本とする。
- データ分析など地域の実態を把握し、地域の課題を掘り下げて、課題解決に向けた取り組みを進める。
- 個別計画の目標達成に向けた具体的な取り組みを進める。
- 住民力を活かした地域づくりを進める。
- 職員相互の専門性を高め、サービスの質の向上に努め、新たな課題への取り組みを進める。

**【母子保健・児童福祉】**：安心して子育てができるために

1. 子育て支援を強化するために母子保健メニューの拡大と相談体制の充実を図る。
  - 発達相談(年4回) ● ことばの教室(年10回)
  - ペアレントトレーニング(育児教室)(5回/1クール)
  - 妊婦健診の拡大(5回→14回へ)
2. 個別支援の充実：関係機関と連携しチーム支援の体制を充実させる。
3. 要保護児童対策地域協議会と連携した取り組みを進めるとともに、代表者会の広域化に向けての検討を行う。

**【障害者保健福祉】**：社会からの孤立を防ぎ、安心して地域で暮らせるために

1. 障害者の実態を把握し、生活の視点をもって、居場所づくりや就労支援を行う。
  - 居場所づくり等支援検討委員会の開催
  - 個別支援の充実：関係機関と連携しチーム支援の体制を充実させる
  - 地域自立支援協議会設置に向けての検討会の開催

**【健康増進】**：住民自らが健康づくりに関心が持てるようにするために

1. 健(検)診の受診機会の拡大を行う。
  - 休日の健(検)診の実施や中芸5か町村どこでも受診可能
  - 特定健診において、集団健診だけでなく、医療機関での受診が可能
2. 受診率向上に向けての取り組みを行う。
  - 受診状況等の実態の把握・分析に基づき、次年度受診強化モデル地区の選定
  - 受診率向上に向けての支援
3. 食育の推進と栄養指導の充実

**【高齢者保健福祉】**：介護保険制度の継続と社会からの孤立予防のために

1. 高齢者や障害者や親子などが交流できる拠点を1町村1箇所以上を目標に設置し、住民同士が馴染みの関係をつくり支えあうことができる地域づくりを進める。
2. 地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携して、住民主体の介護予防の取り組みを進める。
3. 介護が必要になっても地域で暮らし続けられるための仕組みづくりを進める。

平成21年4月1日より

# 中芸地区の保健福祉業務が広域化しました

- 「妊婦届」、「検診の申し込み」や「障害者自立支援法による給付の手続き」は、お住まいの町村役場窓口でも中芸広域連合保健福祉課でもできます。
- 住民の皆様のご相談は、これまでと変わりなく町村に駐在している保健師が対応いたします。

	内 容	中芸広域連合	町村役場窓口
		保健福祉課	担当課 電話番号
母子保健福祉	妊娠届 乳幼児健診 子育て相談 思春期相談 予防接種 子育て支援 要保護児童への対応	☎ <b>38-8301</b>  又は <b>38-8212</b>	【保健師が駐在しています】 ●馬路村健康福祉課 44-2112 ●安田町保健センター 38-6678 ●田野町保健センター 38-8211 ●奈半利町保健センター 38-3451 ●北川村住民課 32-1230
健康増進・成	健康相談・難病相談 がん検診 健康診査 食育 食生活改善推進協議会事務局		
障害者福祉	障害者自立支援法による ・自立支援医療 ・介護・訓練等給付 ・補装具給付 ・住宅改造支援 ・地域生活支援事業  特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 居場所づくり・就労支援	◆所在地◆ 田野町1456-41 田野町保健センター内	●馬路村健康福祉課 44-2112 ●安田町町民生活課 38-6712 ●田野町保健福祉課 38-2812 ●奈半利町住民福祉課 38-8181 ●北川村住民課 32-1214
高齢者福祉	介護予防 介護相談 介護保険	中芸広域連合 介護サービス課 地域包括支援センター ☎ <b>32-1244</b>	【町村窓口】 保健師の駐在地に ご相談ください。



中芸広域連合

- 保健福祉課 田野町1456-41 田野町保健センター内
- 介護サービス課 田野町1828-6



## ■ 概要

### 釧路市消費生活センター

※次ページ以降の規約・協議書参照

(7町村(釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町)から釧路市に消費生活相談等の事務を委託)

経費の負担割合＝均等割額10,000円＋相談件数に応じて算出

### メリット

※いずれも委託側の回答

- 充実した組織体制と専門スタッフを置き、多様な苦情に柔軟かつ弾力的な対応が可能。
- 相談員が常勤なので、いつでも相談が可能。
- 顔見知りの多い地元の役場と違い、気兼ねなく相談ができる。

### デメリット

- 費用負担は相談件数割になっているため、件数のカウントの方法による不公平感が委託側に生じている。
- 相談件数が多いため、1件の相談に長時間の対応ができなくなったとの声が委託側にある。

## (参考)消費生活センター設置状況

区分	設置件数
政令指定都市	20
その他市区	391
町村	27

※週4日以上相談業務を実施、H20.4.1現在(内閣府調査)

○ 全体的に増加傾向ではあるが、市でも約半数程度、町村では設置がほとんど進んでいない。

※ 設置率は、  
人口5万人以上10万未満の市で40%  
人口10万人以上の市で81%  
(政令市を除く。20.4現在)

釧路市と釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の消費生活相談等の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲等)

第1条 釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町（以下「各町村」という。）は、消費生活に関する相談及び苦情処理のあつせん（以下「消費生活相談等」という。）の一部に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を、釧路市に委託する。

2 前項の規定により各町村が釧路市に委託する消費生活相談等の事務は、各町村の住民が釧路市消費生活センターに申し出た消費生活相談等に関する事務とする。

(管理及び執行方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、釧路市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、各町村の負担とする。

2 前項の規定により各町村が負担すべき経費（以下「負担金」という。）は、均等割額及び相談件数割額とする。

3 前2項に定めるものを除くほか、負担金の算出及び納入等について必要な事項は、釧路市長と各町村長が協議して定める。

(決算)

第4条 釧路市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を各町村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 釧路市長は、各町村長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、各町村長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連

絡会議を開くことができる。

(条例の制定改廃等)

第6条 釧路市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合には、直ちに各町村に通知するものとする。

2 各町村は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(委託の期間)

第7条 この規約に定める委託事務の委託期間は、この規約の施行の日から1年間とする。ただし、各町村長から委託廃止の申出がない場合は、委託期間の満了の日の翌日から更にこれを1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の委託廃止の申出は、少なくとも委託期間満了6か月前までに書面をもって釧路市長にしなければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、釧路市長及び各町村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

釧路市と釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議書

釧路市長、釧路町長、厚岸町長、浜中町長、標茶町長、弟子屈町長、鶴居村長及び白糠町長（以下「関係市町村の長」という。）は、釧路市と釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町（以下「各町村」という。）の消費生活相談等の事務の委託に関する規約（以下「規約」という。）に規定する関係市町村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 協議して定める事項

1 規約第3条第3項（経費の負担）

第2 協議して定めた事項

1 規約第3条第3項に規定する経費の負担について

(1) 負担金の算出方法

ア 各年度において各町村がそれぞれ負担すべき経費（以下「負担金」という。）の額は、次に掲げる均等割額と相談件数割額を合算した額とする。

(ア) 均等割額 10,000円

(イ) 相談件数割額

釧路市が釧路消費者協会に支払う消費生活相談等の委託料から各町村の均等割額の総額に10,000円を加えた額を減じた額に、前々年度以前3年間において釧路市消費生活センターが受けた各町村それぞれに係る消費生活相談の件数を釧路市消費生活センターが受けた消費生活相談の件数の総数によって除して得た数（小数点以下第4位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額

イ 平成20年度から平成24年度まで間の各年度における各町村の負担金の額は、アの規定にかかわらず、ア(イ)中「釧路市消費生活センター」とあるのを「釧路市消費生活センター及び北海道釧路支庁」と読み替えて、アの規定を適用した場合に得られる額とする。

(2) 前号により得られた各町村の負担金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(3) 各町村は、各年度の負担金を当該年度の4月末日までに、釧路市が指定する方法により、釧路市に支払うものとする。

### 第3 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

### 第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、関係市町村の長が協議して定めるものとする。

### 第5 協議の発効

この協議は、平成20年4月1日から発効する。

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

釧路郡釧路町別保1丁目1番地

釧路町

釧路町長 佐 藤 広 高

厚岸郡厚岸町字真栄町1条2番地1

厚岸町

厚岸町長 若 狭 靖

厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1

浜中町

浜中町長 長谷川 徳 幸

川上郡標茶町川上4丁目2番地

標茶町

標茶町長 池 田 裕 二

川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号  
弟子屈町  
弟子屈町長 徳 永 哲 雄

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地  
鶴居村  
鶴居村長 日野浦 正 志

白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1  
白糠町  
白糠町長 棚 野 孝 夫



＜地方分権改革推進委員会 第一次勧告（抜粋）＞

第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

ア 基礎自治体への権限移譲の考え方

分権型社会においては、基礎自治体が中心的な役割を担うべきものである。また、「平成の大合併」と言われる市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいる。

平成12年施行の地方分権一括法<sup>1</sup>によって、地方自治法<sup>2</sup>に、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度（地方自治法第252条の17の2等）（以下「条例による事務処理特例制度」という。）が創設され、これにより移譲されている事務は相当数に及んでいる（別紙1※の参考を参照）。これは正に、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している以上に、基礎自治体の事務処理能力が向上していることを示している。

こうしたことから、基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う必要がある。

この場合において、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。

イ 基礎自治体への権限移譲の方針と権限移譲を行うべき事務

このような基本認識に立って、当委員会は、「中間的な取りまとめ」の4(2)「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」において都道府県から市町村への権限移譲の方向が示されている事務、条例による事務処理特例制度を活用して各都道府県から市町村に移譲されている事務、及び全国市長会、指定都市市長会、全国知事会等からの提言等がある事務から、別紙1の事務を抽出した。これらの事務について、次に掲げる「基礎自治体への権限移譲の方針」に沿って、別紙1に示すとおり、都道府県から市町村への権限移譲及びこれに伴う国、都道府県の関与のあり方の見直しを行うことを勧告する。

<sup>1</sup> 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）

<sup>2</sup> 地方自治法（昭和22年法律第67号）

※別紙1については、省略

また、以下の都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲に伴う必要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、移譲される権限にあわせた人的支援についても適切に対応することが不可欠である。なお、当委員会の他の調査審議項目の勧告で示された方針によって国から地方自治体への権限移譲、制度の抜本的な見直し等が行われることとなった場合には、これに関連して、別紙1に抽出した事務以外についても、さらなる都道府県から市町村への権限移譲の検討が必要である。

## ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞

### 【都市計画決定】

- 三大都市圏、特定区域か否かを問わず、次の項目を除き、市の区域については「市」決定（都道府県同意不要）とし、町村の区域については、すでに町村で決定しているものを除くほか、「都道府県」決定（国同意不要）とする。
  - ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、都道府県決定（区域区分の方針に係る部分を除き国同意不要）
  - ・ 地域地区  
国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定（国同意不要）
  - ・ 都市施設  
国・都道府県が設置する都市施設、国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定（国同意不要）
  - ・ 市街地開発事業  
その目的・効果が当該団体の区域を越える大規模な市街地開発事業については、都道府県決定（国同意不要）
- 指定都市の区域について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等並びに道路のうち都道府県の役割に指定都市の特例が適用されるものについては、都道府県決定に代えて「指定都市」決定（都道府県同意不要）とする。

### 【まちづくり・土地利用規制分野】

- 土地利用規制等のために設定された特定区域における行為の規制に係る事務について、次に掲げるものを除き、「市」まで移譲する。
  - ・ 国・都道府県の責任で行う広域的な政策の観点から設定された特定区域におけるもの（すでに一部の市で個別の行為の規制に係る事務を処理しているものを除く。）
  - ・ 国・都道府県が危険防止のために設定した特定区域におけるもの
- 市・特許事業者施行の都市計画事業の認可等に係る事務については「都市計画

決定権者」が行うこととするほか、個人・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等に係る事務については「指定都市」まで、個人・区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可等に係る事務については「市」まで、それぞれ移譲する。

- 建築物、住宅、駐車場等に係る事務のうち、建築基準法<sup>1</sup>等の特定行政庁としての事務については、政令で定められた市以外の市が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止し、それ以外の事務についてはその目的・効果が当該団体の区域を越えるものを除き「市」まで移譲する。
- 景観法<sup>2</sup>等の景観行政団体としての事務について、指定都市・中核市以外の市町村が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止する。

#### 【福祉分野】

- すでに中核市で処理している事務、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務については、「市」（対象の散在性から広域的に処理する必要がある事務にあってはその散在性に応じて「中核市」、「特例市」）まで移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲（指定に限り都道府県同意）する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。

#### 【医療・保健・衛生分野】

- すでに保健所設置市で処理している事務であって、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。
- すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務について、「保健所設置市」まで移譲する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。

#### 【公害規制分野】

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであって基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲する。

<sup>1</sup> 建築基準法（昭和25 年法律第201 号）

<sup>2</sup> 景観法（平成 16 年法律第 110 号）

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

#### 【教育分野】

- 市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲する。
- 市町村立幼稚園の設置の都道府県による認可等に係る事務は廃止し、都道府県への届出制とする。

#### 【生活・安全・産業振興分野】

- 危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。
- 消費者保護のための商品等の安全の確保に係る事務であって、当該団体の区域内の事業者等に係るものについて、国・都道府県に加え、「市」にも権限を付与する。
- 産業振興に係る事務のうち、まちづくり・土地利用規制と関連するものであって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市」まで移譲する。

#### 【その他】

- 当該団体の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人の設立認証、指導監督に係る事務について、「指定都市」まで移譲する。
- 墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務について、「市」まで移譲する。
- 町・字の区域新設の告示に係る事務について、「市町村」まで移譲する。

(上記の勧告事項の実施にあたっての留意事項)

以上のうち、都市計画決定について、平成21年度を目途に予定されている現行制度の抜本的な見直しは、この方針を踏まえて行われるべきである。

また、市町村立小中学校の教職員の人事・給与に係る事務等については、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、財源の確実な確保をはかることを前提に、市町村へ移譲する方向で検討すべきである。

#### ウ 条例による事務処理特例制度の活用の促進

地域における事務は、基本的に基礎自治体である市町村が処理することが適当であるとの観点から、本勧告では、市町村合併の進展等により行政体制の整備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に権限移譲を進めることとしている。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、本勧告において法令に

よる権限移譲を求めている事務以外のものについても、条例による事務処理特例制度を活用することにより、都道府県から市町村への積極的な権限移譲を進めることが期待される。そのためには、例えば、権限移譲に関し、都道府県と市町村との協議の場を設けるなど、都道府県と市町村とが恒常的に協議・意見交換を行っていくことが重要である。

なお、各都道府県においては、都道府県条例に基づく権限移譲が進展しているところであるが、制度運用に関する誤解が一部に見受けられるところである。

事務の処理にあたり都道府県の審議会等の意見聴取が必要とされているものに関し、市町村に同種の附属機関が設置されていないことから条例による事務処理特例制度による権限移譲が困難であると都道府県において解されているような事例については、個別法令により禁止されていない限り、市町村に同種の附属機関を設置することで、都道府県条例に基づく権限移譲が可能である。各都道府県においては、地方自治法及び個別法令の適切な解釈に基づき、条例による事務処理特例制度の積極的な活用を進めていくことが期待される。

また、条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度を見直す観点から、以下のとおり勧告する。

#### <条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度の見直し>

- 母子寡婦福祉資金貸付に係る事務など、事務処理に係る国の財政支援の対象が都道府県に限定されていることにより条例による事務処理特例制度による権限移譲が事実上困難となっているものについては、個別の法令や補助金・負担金制度の見直しを行う。

## ＜内部組織の共同設置の規約作成例＞

(税務課)

## ◆ ○○地域税務課共同設置規約

平成○○年 4 月 1 日

規約第○号

(共同設置する市町村)

第 1 条 甲市、乙町及び丙村(以下「関係市町村」という。)は、共同して税務課を設置するものとする。

(名称)

第 2 条 この税務課は、何々地域税務課(以下「税務課」という。)という。

(税務課の所掌する事務)

第 3 条 税務課は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村税（市町村民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税を除く。）の調査、課税及び調定に関すること。
- (2) 市町村民税の調査、課税及び調定に関すること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税の調査、課税及び調定に関すること。
- (4) 市町村税（国民健康保険税を除く。）の徴収、収納管理に関すること。
- (5) 市町村税の督促及び滞納整理に関すること。
- (6) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
- (7) 納税組合の育成指導に関すること。

(税務課の執務場所)

第 4 条 税務課の執務場所は、何々県甲市何々町何々番地甲市役所内とする。

(税務課職員の選任方法)

第 5 条 税務課の職員は、関係市町村の長が協議して定める職員の候補者について、甲市長がこれを選任する。

2 税務課の職員に欠員を生じたときは、甲市長は、何日以内に、その旨を関係市町村長に通知するとともに、第一項の例により税務課職員を選任するものとする。

3 税務課の定数は、何人とする。

(負担金)

第6条 税務課に関する関係市町村の負担金の額は、関係市町村長がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係市町村は、前項の規定による負担金を、甲市に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町村がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第7条 関係市町村のうち、特定の市町村が専ら当該市町村のために税務課をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該市町村は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、甲市に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第八条に規定する一般会計中に計上するものとする。

(税務課に関する甲市の予算)

第8条 税務課に関する予算は、甲市の予算は、これを一般会計とする。

(税務課に関する甲市の決算)

第9条 甲市長は、税務課に関する決算を甲市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町村長に通知しなければならない。

(税務課の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程)

第10条 税務課の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係市町村は、これを相互に調整するよう努めなければならない。

(税務課職員の身分の取扱に関する条例、規則並びにその他の規程)

第11条 甲市は、税務課職員の給料、旅費の額、その支給方法及び退職年金又は退職一時金に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、予め関係市町村と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を、甲市が制定又は改廃したときは、関係市町村長は、当該条例、規則並びにその規程を公表しなければならない。

(税務課職員の懲戒処分等)

第12条 甲市長は、税務課職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、予め関係市町村長と協議しなければならない。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除く外、税務課の事務に関し必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成何年何月何日から施行する。
- 2 関係市町村長は、この規約施行の際現に効力を有する第一〇条第一項の規定による甲市の条例を公表しなければならない。

(監査委員事務局)

◆ ○○地域監査委員事務局共同設置規約

平成○○年4月1日

規約第○号

(共同設置する市町村)

第1条 甲市、乙町及び丙村(以下「関係市町村」という。)は、共同して地方自治法(昭和22年法律67号)第200条に規定する監査委員事務局を設置するものとする。

(名称)

第2条 この監査委員会事務局は、○○地域監査委員会事務局(以下「事務局」という。)という。

(事務局の所掌する事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 監査委員会議に関すること。
- (2) 監査計画に関すること。
- (3) 行政監査に関すること
- (4) 決算審査の総合調整に関すること。
- (5) 監査結果公表及び決算審査意見書に関すること。
- (6) 定期監査、出納検査及び決算審査並びに関係市町村が財政的援助を与え、出資し、支払を保証し、又は公の施設の管理を委託している団体の監査に関すること。
- (7) 住民監査請求に関すること。
- (8) 監査に係る各種調査に関すること。

(事務局の執務場所)

第4条 事務局の執務場所は、何々県甲市何々町何々番地甲市役所内とする。

(事務局職員の選任方法)

第5条 事務局の職員は、関係市町村の代表監査委員が協議して定める職員の候補者について、甲市の代表監査委員がこれを選任する。

2 事務局の職員に欠員を生じたときは、甲市の代表監査委員は、何日以内に、その旨を関係市町村の代表監査委員に通知するとともに、第一項の例により事務局職員を選任するものとする。

3 事務局の定数は、何人とする。

(負担金)

第6条 事務局に関する関係市町村の負担金の額は、関係市町村長がその協議により決定しなければならない。

2 関係市町村は、前項の規定による負担金を、甲市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町村がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第7条 関係市町村のうち、特定の市町村が専ら当該市町村のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該市町村は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、甲市に交付するものとする。

2 前項の経費は、第八条に規定する一般会計中に計上するものとする。

(事務局に関する甲市の予算)

第8条 事務局に関する予算は、甲市の予算は、これを一般会計とする。

(事務局に関する甲市の決算)

第9条 甲市長は、事務局に関する決算を甲市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町村長に通知しなければならない。

(事務局の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程)

第10条 事務局の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係市町村は、これを相互に調整するよう努めなければならない。

(事務局職員の身分の取扱いに関する条例、規則並びにその他の規程)

第11条 甲市は、事務局職員の給料、旅費の額、その支給方法及び退職年金又は退職一時金に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、予め関係市町村と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を、甲市が制定又は改廃したときは、関係市町村長は、当該条例、規則並びにその規程を公表しなければならない。

(事務局職員の懲戒処分等)

第12条 甲市長は、事務局職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、予め関係市町村長と協議しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規約に定めるものを除く外、事務局の事務に関し必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成何年何月何日から施行する。
- 2 関係市町村長は、この規約施行の際現に効力を有する第 10 条第 1 項の規定による甲市の条例を公表しなければならない。